

令和8年度4月より利用方法などが変わりました！

「ままここケア(益城町産後ケア事業)」 利用ガイド


出産後、「赤ちゃんのお世話の仕方がわからなくて不安」「授乳がうまくいかない」「おっぱいやミルクの量が足りているのか心配」「出産後の疲れがとれない、体調があまりよくない」など育児や体調等のお悩みはありませんか。ママや生まれてきた赤ちゃんをサポートするために「産後ケア事業」を実施していますので、ぜひご利用ください♡

♡ 利用できる方

申請時および利用日に、益城町に住民票があり、出産後1年以内のお母さんと赤ちゃん。

※感染症にかかっていたり、医療行為(入院など)を必要とする方は利用できません。

♡♡ 内容

利用種別 (方法)	訪問型	日帰り型	宿泊型	
	自宅等に 助産師等が訪問	利用施設に通う	利用施設に宿泊	
ケア内容	① お母さんの体のケア及び保健指導、栄養指導 ② お母さんの心のケア ③ 適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む) ④ 育児手技についての指導及び相談 ⑤ その他必要な保健指導及び相談			
利用期間	出産後1年以内			
利用時間・日数 ※時間の分割不可 ※泊数の分割可	1日2時間以内	1日3時間以内	3泊以内	
	計7日以内			
利用者負担金	1,000円/1日 ※非課税世帯 500円/1日 ※生活保護世帯 0円/1日		7,000円/1泊 ※非課税世帯 2,000円/1泊 ※生活保護世帯 0円/1泊	

※非課税世帯、生活保護世帯については利用者負担金減免制度があります。利用者負担金の減免希望の際は、利用前に必ず申請をしてください。申請がない場合は、通常の利用者負担金での支払いとなります。

- ミルク代、おむつ代、交通費等の実費は、利用される方のご負担となります。
- 利用するときに準備・持参するものは、母子健康手帳、おむつ、おしり拭き、ミルクなどですが、詳細は利用施設へお問い合わせください。
- 訪問型を利用するときは、訪問者の駐車場を確保してください。コインパーキングなどの利用はしませんので、ご協力をお願いします。
- 利用者負担金は、利用年度により変更となる場合があります。

♥♥♥ 利用者負担金の減免について

- ・対象は、非課税世帯もしくは生活保護世帯となります。
- ・減免希望の場合は、利用前に申請をしてください。
(窓口もしくは右 QR コードより申請可)
- ・利用後に減免申請された場合、利用分については減免対象外です。
既に利用された分については、払い戻し等の対応は致しませんので、
ご注意ください。



♥♥♥♥ 利用施設一覧

- ・益城町ホームページまたは QR コードより、ご覧ください。
検索時は「益城町 産後ケア事業」で検索するとスムーズです。
※施設によって利用できる赤ちゃんの月齢の制限等がありますので、
事前にご確認下さい。



♥♥♥♥♥ 利用までの流れ

【訪問型・日帰り型】

- ・利用2回目までは利用申請不要です。
- ・母子手帳交付時に交付した「ままここカード」にて利用することができます。

1 利用施設を予約

- ・利用したい施設へ直接申し込んでください。
- ・日程・持参又は準備するものなどを確認してください。

2 事業の利用、支払い

- ・利用施設へ「ままここカード」提示し、カードに利用日等の記入を受けてください。
- ・事業利用後は、利用者負担金を利用施設へお支払いください。
減免利用の方は利用減免決定通知書を提示のうえ、減免後の利用者負担金をお支払いください。

3回目以降の利用を希望する場合…

3 延長利用申請

- ・窓口もしくは QR コードより、延長申請のお手続きをしてください。
- ・必要時には、保健師等が面接又は電話で状況をお尋ねすることがあります。



4 利用延長決定・通知

- ・利用が適当であると認められる場合は、「産後ケア事業利用承認通知書」を交付します。
- ・交付までに 1 週間程度かかります。
- ・交付後は、**ままここカードで利用した2回を含め計7回まで**利用可能となります。
- ・利用方法等については初回利用時の流れと大きく変わりはありませんが、利用の際は、「産後ケア事業利用承認通知書」を持参し、利用施設から利用日等の記入を受けてください。
- ・3回目以降は、ままここカードの提示は不要です。

【 宿 泊 型 】

1 申請

- ・ 出産後に、「産後ケア事業利用申請書兼同意書」窓口または QR コードから利用申請をしてください。
- ・ 必要に応じて、保健師等が面接又は電話で状況をお尋ねします。



2 利用決定・通知

- ・ 利用が適当であると認められる場合は、「産後ケア事業利用承認通知書」を交付します。
- ・ 交付までに 1 週間程度かかります。

3 利用施設を予約

- ・ 「産後ケア事業利用承認通知書」が届いたら、利用したい施設へ直接申し込んでください。
- ・ 日程・持参又は準備するものなどを確認してください。

4 事業の利用、支払い

- ・ 事業を利用したら、利用者負担金を利用施設へお支払いください。
- ・ 利用施設から「産後ケア事業利用承認通知書」に利用日等の記入を受けてください。

♥♥♥♥♥♥ 各種窓口申請する場合に必要なもの

① 益城町産後ケア事業利用・利用延長申請書兼同意書

（訪問型・日帰り型延長希望の方や宿泊型利用希望の方）

② 益城町産後ケア事業利用負担金減免申請書兼同意書（減免希望の方）

※益城町が利用者及び同世帯の課税台帳等を確認することに同意しない等の理由により益城町が調査・確認できない場合は、世帯の課税状況を証するものを提出してください。

※転入の場合は、益城町が調査・確認することができませんので、全住所地より世帯の課税状況を証するものを提出してください。

【 そ の 他 】

★各種申請は、妊娠 32 週（妊娠 9 か月）より申請可能です。

- ・ 申請は産前より可能ですが、利用開始は出産後からとなりますので、ご注意ください。

★★令和 8 年 3 月 31 日以前に母子手帳交付を受けた方や出産された方、出産後に転入された方は、利用申請が必要となります。窓口もしくは QR コードより申請をして下さい。

★★★通知等を紛失した場合…

- ・ 利用状況等の確認が必要なため、窓口でのお手続きをお願いします。
- ・ 再交付までには 10 日程要しますので、ご了承ください。

【 問 合 せ 先 】

益城町保健福祉センター はびねす（健康保険課 健康増進係）

益城町惣領 1 4 7 0 TEL：096-234-6123